

弁護士に聴く



副業・兼業の法的ルール

判例から見る労働トラブルの防止対策

弁護士 庄司俊哉 117



られます。

3、「労働者」に関する使用者の安全配慮義務

「労働者に対して、健康保持のため自己管理を行うよう指示する」、「労働者に対する心身の不調があれば都度相談を受けることを伝える」、「副業・兼業の状況も踏まえ必要に応じ法律を超える健康確保措置を実施する」、「自社での労務と副業・兼業先での労務との兼ね合いの中で、時間外・休日労働の免除や抑制を行う」というような健康確保措置を実施することが重要だとしています。

また、複数個所全ての使用者が安全管理義務を負っていると考えられていますので、長時間労働により、メンタル疾患や脳心疾患が発生した場合に、全ての使用者に安全配慮義務違反の問題が生じる可能性があります。

特に、長時間労働と知つて黙認していた場合には、安全配慮義務違反となるでしょう。他方で、例えば「労働者と十分に意思疎通し健康状態に配慮しながら就労させていた」、「労働者が労働時間につき虚偽の申告をしていた」等の特殊事情があるならば、安全配慮義務違反はないと結論になる可能性もあります。

この点の事例として、大器キャリ

アキヤステイング・ENEOSジェネレーションズ事件（大阪高裁令和4年10月14日判決）では、「兼業をしている事実を把握したにもかかわらず、兼業の解消を求めることがあつたものの、労働者の他所での就労状況を具体的に把握することなく、長時間の連続勤務をする状態を解消しなかつた」ことが安全配慮義務違反と判断されました。

4、法制化の流れ

以上、法的ルールを説明しましたが、実は、労働基準法では「副業」「兼業」という言葉は一切なく、正面から規定した条項は一つもありません。もともと今後、例えば、フリーランス保護のために事業者との取引を適正化する法律（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）（※）が、2024年に施行されると想定されています。ただし、それまでは、副業等に関しては、厚労省等による各種ガイドライン等に継続的に関心をもつていただこうとが求められています。

数年前までは「副業なんてもつとのほか」という風潮でしたが、昨今の人材不足、専門的知識による経営課題の解決、働く者の自己実現等の観点から、「副業・兼業」（以下「副業等」）が強い関心を集めています。ここでは副業等に関する法的ルールの概略を紹介します。

1、就業規則の注意点

就業規則で副業等を一律禁止している企業もあるうかと思います。しかししながら判例では、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であり、副業等を制限することが許されるのは、特別な必要性のある場合、具体的には、①労務提供上の支障がある場合、②業務上の秘密が漏洩する場合、③競業により自社の利益が害される場合、④自社の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する

行為がある場合などとされています。そのため厚生労働省は「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）にて、副業等を一律禁止とはせず、原則許可制にしたうえで、先の①～④の場合に限り制限できると規定すること等が考えられる、としています。ガイドラインとその「わかりやすい解説」というパンフは、ダウンロード可能なので、ぜひご参考願います。

2、労働時間の通算とその管理

人材を送り出す会社と、受け入れる会社、双方で人材が「労働者」（雇用契約を結んだ人）という場合には、労働基準法により、各社での労働時間を通算したうえで、労働時間規制を受けることになります。

通算されない場合としては、労基法が適用されない場合（例 フリー

ランス、アドバイザー、顧問などの労務提供上の支障がある場合、業務上の秘密が漏洩する場合、競業により自社の利益が害される場合、自社の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する

業務委託や請負）や労基法が適用されるが労働時間規制が適用されない場合（管理監督者等）があります。副業等人材が複数の場所で働く必要性は高いのと同時に、労働者の働きすぎを予防する必要性も高いからです。

ところで労働時間の通算をする場合には、労働時間の申告等や労働時間の通算管理において、労使双方の手続上の負担が高くなります。そこでガイドラインでは、簡便な労働時間の通算管理として「管理モデル」の導入を推奨しています。もつとも、ここで詳細は省略しますが、条件により、人材を受け入れる側の労働時間管理の方法として「管理モデル」が、2024年に施行されるなど、徐々に立法化がなされています。ただし、それまでは、副業等に関しては、厚労省等による各種ガイドライン等に継続的に関心をもつていただこうとが求められています。

（庄司法律事務所所長、元愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝

※ 「フリーランス保護のために事業者との取引を適正化する法律」は本

誌21ページを参照下さい。（編集室）